

辛抱頂き、4月から5月において様子を見ながら各種の行事開催を検討したいと思います。なお、本日は、最適化推進員補選の審議がございます。宜しくお願いします。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと谷山委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第5号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約200メートルで、農業従事年数は50年、農機具も所有し、主たる作物は米、花卉です。3条許可要件は満たしているものと思われます。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員は田代委員ですが、ご欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 2番について説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約50メートルで、農業従事年数は50年、農機具も所有し、主たる作物は米、きゅうりです。3条許可要件は満たしているものと思われま

事務局 す。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認いたします。次に、申請番号3番について確認委員の齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員 申請番号3番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 3番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約200メートルで、農業従事年数は30年、農機具も所有し、主たる作物は米、野菜です。3条許可要件は満たしているものと思われま

事務局 す。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認いたします。次に、申請番号4番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号4番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 4番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約1キロメートルで、農業従事年数は20年、農機具も所有し、主たる作物はキクイモです。所有者は令和2年2月に死亡されており相続財産管理人が譲渡人となられています。3条許可要件は満たしているものと思われま。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認いたします。以上で議案第5号について4件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第6号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。申請人は保育園を運営する社会福祉法人で、駐車場が不足していたため隣接地が適地であり今回の申請となりました。なお、当地の一部は従前から一部駐車場と使用されており始末書添付案件となります。また、申請地は、市網田支所か

らおおむね500メートルの区域内にある農地で、第2種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。以上で議案第6号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第7号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。申請人は宗教穂法人で、駐車場が不足していたため隣接地が適地であり今回の申請となりました。農地区分は第2種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。続きまして申請番号2番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら

お願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。申請人は放課後等デイサービス事業を営む社会福祉法人で、施設隣接地に運動場及び送迎用駐車場が必要であったため今回の申請となりました。農地区分は第2種農地と思われま。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。続きまして申請番号3番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。申請人は北段原まちで不動産業を営む法人で、申請先にある自社所有地への道路幅確保のため今回の申請となりました。施工後は市へ寄付の予定です。なお、都市計画区域内の用途区域であり第3種農地と思われま。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。続きまして申請番号4番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。申請人は松山町で水門製作等を営む法人で、資材置場等の敷地拡張を計画していたところ、申請地が適地であったため今回の申請となりました。工場立地法に基づく案件であるため土地利用計画に緑地が予定されています。なお、農地の広がりがおおむね10ヘクタール未満であり第3種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。続きまして申請番号5番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明します。申請人は三拾町に住む個人で、敷地拡張のため今回の申請となりました。なお、申請地は既に住宅敷地と使用されており始末書添付の案件となります。農地区分については、いずれの区分にも属さず第2種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。続きまして申請番号6番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明します。申請人は熊本市南区で不動産業を営む法人で、資材置場を必要とし当地が適地あったため今回の申請となりました。農地区分については、都市計画区域内の用途地域であるため第3種農地と思われます。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番について承認します。以上で議案第7号について6件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第8号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。17ページをご覧ください。
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。
それでは番号順に沿ってご説明いたします。
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。
19番・20番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、期間満了による再契約です。
21番・22番につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく2件の利用権の設定です。
次の①から④につきましては、農業公社を介した農地の売買案件です。農地の売買につきましては、議案第5号のように農地法第3条によるものと、①から④のような農業経営基盤強化促進法によるものがあ

ります。根拠となる法律が違うため、これらの4件は農地利用集積計画として17ページの表に記載しています。

この農業公社を介した農地の売買につきましては、農地の状況や最終的に農地を購入する農業者さんが、各種の条件を満たしていない活用できませんのでご了承ください。

18ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が6万8,837㎡、畑が347㎡となっています。

次に19ページをご覧ください。今月の利用権の設定は8,780㎡、所有権の移転は10,178㎡となっています。

右側は今年の累計です。利用権の設定は累計7万9,868㎡、所有権の移転は同じです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第8号は承認します。続きまして、「農地利用最適化推進委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

上村局長 配布しております名簿をご覧ください。

農地利用推進委員の欠員に伴う新たな委員の募集を実施しましたところ、区域4番、轟地区については1名の応募があり、区域12番、網田地区については2名の応募がありました。

なお、網田地区においては2月18日に選考委員会を開催し、選考を行いました。

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。と規定されていますので、名簿の2名につきまして、農業委員の皆様によるご審議をお願いいたします。

境議長 事務局の説明は終わりました。農地利用最適化推進委員の委嘱についてご意見などありませんか。

委員 意見なし。

境議長 意見がないようですので、名簿の2名を農地利用最適化推進委員に委嘱することとします。

上村局長 これより宇土市農業委員会境会長から農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付します。
お名前をお呼びしますので、呼ばれた委員は、前の方をお願いします。

上村局長 それでは、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 当初より網田地区は欠員があり、轟地区については林田委員が亡くなり、2地区で欠員の状態でありました。今回、中川・野田委員が就任されましたので、全員25名体制で協力し宜しくお願い致します。

上村局長 ありがとうございます。
ここで本日より推進委員となられましたお2人からご挨拶をお願いいたします。中川推進委員からお願いいたします。

中川推委 微力ですが農業委員会の発展にご協力したいと思います。宜しくお願い致します。

上村局長 ありがとうございます。次に野田推進委員からお願いいたします

野田推委 任命ありがとうございます。知らないことが多いと思いますが、宜しくお願い致します。

上村局長 ありがとうございます。
これをもちまして農地利用最適化推進委員への委嘱状の交付を終了します。

境議長 以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。

鎌賀副会長 以上で第2回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良 一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 谷山 次則 印